

雰囲気や支援のあり方が、植松死刑囚のゆがんだ思想の形成に影響を及ぼしたのではないかと指摘されていました。

久保会長自身も滋賀県で障害者支援施設の運営に携わられており、施設内虐待をブラックと表わすと、グレーに位置づけられるような不適切な対応は、いつでも起こりえると話されています。

特に行動障がいがある方の支援では、事業所は利用者の安全と称して身体拘束に繋がりがかねない状況があります。身体拘束が認められるやむを得ない場面としては、①切迫性(ほかの人の生命や身体に危険がおよぶ可能性が高い)、②非代替性(身体拘束以外に方法がない)、③一時性(身体拘束は一時的な対応)、の3つの要件がすべて満たされる時だけとされています。障がいのある人に関わる支援者に、この3つの要件を十分に認識することが求められます。

また、障がいの重い方の中には、自分の意志を伝えることが困難な方もいます。専門職である支援者としては、その利用者の行動傾向や生い立ちから、どのような嗜好性があるのかを記録等から探り、予測する力も兼ね備えていなくてはなりません。昨今の人材不足より専門職とは言い難い支援者も少なからずいます。

そのような中でも、その利用者に関わる職員集団の中で、それぞれが支援に対して俯瞰する視点を持ち、その支援が客観的に適切か否かを判断する力が必要になります。不適切な支援の段階で誰かの気付きから改善をしていかないと、エスカレートして虐待に繋がっていきます。

津久井やまゆり園の事件は、優生思想に傾倒していた元職員の個人に由来する問題ではなく、事業所での支援のあり方も含めて支援者には、風化させることが無いように我が事として改めて見つめ直す必要があると感じています。

障がい福祉サービスを利用する方々は、ご家族での支援に行き詰まり、事業所に託しているところもあります。特に障害者支援施設やグループホームといった生活系の事業所は、ご家族が高齢等の理由から、事業所が最後の寄りかかっています。

親から大切な子どもをお預りしている支援者は、親の想いや気持ちを理解し、利用者の尊厳を大切にしてお向き合っていたいただきたいと思います。

全国手をつなぐ育成会連合会より

全国手をつなぐ育成会連合会の常務理事兼事務局長である又村 あおい 氏より、去る8月7日に開催されました令和3年度の障害福祉サービス事業の報酬改定にかかる団体ヒアリングで、全国手をつなぐ育成会連合会より意見表明を行った状況が、事業所協議会の広報紙に掲載されていましたので、同じ内容になりますがご紹介します。

今後の見通しとしては、それぞれの事業に対して団体ヒアリングで指摘された課題に対し、検討チームが議論を行い、令和3年4月からの新たな事業モデルの概要が出てくるのは、年末年始の頃になると見込まれます。

障がい福祉サービス等報酬改定議論が始まっています

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会
常務理事 兼 事務局長 又村 あおい

障がい福祉サービスや障がい児福祉サービスの新しい報酬(令和3年4月以降の報酬)を検討する「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」が開催されています。

すでに(一社)全国手をつなぐ育成会連合会(以下「全育連」という。)をはじめとする障がい者団体や事業所団体などからのヒアリングを終え、現在はサービスごとの論点整理が行われているところです。

今回のヒアリングで全育連としては大きく8点の領域へ重点化して意見を提出しています。

それぞれの領域における主な個別意見は次のとおりです。

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について
 - ・事業所維持に向けた報酬算定特例の強化継続
 - ・感染症対応BCP(事業継続計画)作成加算(もしくは未作成減算)の創設
- (2) 地域生活支援の推進
 - ・地域生活支援拠点の整備促進
 - ・共生型類型の報酬設定見直し
 - ・短期入所の緊急対応評価
- (3) 相談支援の充実強化
 - ・相談支援の質の評価と報酬への反映
 - ・1人職場への支援強化
 - ・モニタリング頻度の明示

